

介護施設等における掃除・配膳ロボット導入支援事業実施要綱

4 福保高施第 1948 号
令和 5 年 3 月 27 日

(目的)

- 1 本事業は、介護施設等において、掃除を行う自走式の機器（以下「掃除ロボット」という。）又は配膳や下膳を行う自走式の機器（以下「配膳ロボット」という。）の導入を支援することにより、介護の周辺業務に係る負担軽減を図ることを目的とする。

(実施主体)

- 2 本事業の実施主体は、東京都とする。
ただし、事業の全部又は一部を適切な事業運営ができると認められる機関に委託することができるものとする。

(事業内容)

- 3 本事業は、掃除ロボット又は配膳ロボットを導入し、介護の周辺業務の負担軽減について効果検証を行う介護施設等に対し、掃除ロボット又は配膳ロボットの導入に要する経費を支援するものとする。

(対象施設)

- 4 本事業の対象施設は、東京都内に所在する次に掲げる介護施設等とする。
ただし、国又は地方公共団体が設置するもの（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定管理者が管理するものを含む。）は除くものとする。
ア 特別養護老人ホーム
イ 介護老人保健施設
ウ 介護医療院
エ 養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けているもの（以下「特定施設」という。）に限る。）
オ 軽費老人ホーム（特定施設に限る。）
カ 有料老人ホーム（特定施設に限る。）
キ サービス付き高齢者向け住宅（特定施設に限る。）
ク 認知症高齢者グループホーム
ケ 介護療養型医療施設（令和 6 年 4 月 1 日までにアからクまでのいずれかに転換する場合に限る。）

(秘密の保持)

- 5 本事業に関わる関係者は、業務遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(その他)

- 6 本要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。